



佐賀県パートナーシップ
宣誓の手引き

佐賀県

目次

1. パートナーシップ宣誓をお考えの方へ
2. 宣誓することができる方
3. 宣誓に必要な書類
4. 宣誓手続きの流れ
5. 宣誓後について
6. よくある質問（Q & A）

県は「さがらしい、やさしさのカタチ “さがすたいる”」を推進中

さがすたいるとは

みんなが自然体で心地よく暮らす 人にやさしいまちのスタイル



佐賀県は、県民一人ひとりが、お互いの個性を理解して、お互いが気持ちいい形で
お互いに認め合えるような、佐賀らしい “やさしさ”を大切にしています。

1. パートナーシップ宣誓をお考えの方へ

佐賀県では、県民一人ひとりが、多様な特性や個性を理解し、お互いに認め合える佐賀らしいやさしさが自然とあふれる佐賀県を目指す「さがすたいる」に取り組んでおり、現行法制度の中で、様々な性的指向や性自認の人たちの生活上の障壁をなくすことを目的に、「さがすたいる」の取組みのひとつとして、「パートナーシップ宣誓制度」を令和3年8月よりはじめました。

「パートナーシップ宣誓制度」とは、同性のカップルなど性的マイノリティの方々が、お互いをかけがえのないパートナーであることを約束するパートナーシップ宣誓を行い、佐賀県が、お二人の関係性を証明する「パートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）を交付する制度です。

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利及び義務は発生するものではないため、相続や税の控除などの法律上の効果はありませんが、お二人の意思を尊重するとともに、社会の中で自分らしく暮らしていただくことを佐賀県が応援するものです。



パートナーシップとは

お互いをかけがえのないパートナーであることを約束した一方又は双方が、「性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性のみでない者又はジェンダーアイデンティティ（性自認）〈自己の性別についての認識〉が出生時に届けられた性と異なる者」である二人の者の関係をいう。



性的マイノリティとは

「性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）」が異性のみでない者又は「ジェンダーアイデンティティ（性自認）〈自己の性別についての認識〉が出生時に届けられた性と異なる者」であるものをいう。

2. 宣誓をすることができる方

パートナーシップ宣誓をするには、以下の項目をすべて満たす必要があります。

(1) 成年に達していること。

満20歳以上の方

(民法の改正により、2022年(令和4年)4月1日以降は「満18歳以上」)

(2) いずれか一方が、県内に住所を有しているか又は県内への転入を予定していること。

- ・お二人とも県内に住所を有している場合
 - ・お二人のうちお一人が県内に住所を有している場合、
 - ・お二人の双方又はいずれか一方が3か月以内に県内に転入予定である場合(P4参照)
- に宣誓することができます。

(3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。

既に宣誓者以外の方とパートナーシップ宣誓を行っている方は宣誓できません。

(4) 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと(養子縁組による場合を除く。)

- ・直系血族または三親等内の傍系血族の間(民法734条)
→祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪 等
- ・直系姻族の間(民法735条)
→配偶者の父母・祖父母・子・孫、子の配偶者 等

3. 宣誓に必要な書類

宣誓には次のものが必要になります。

(1) 佐賀県パートナーシップ宣誓書(様式第1号)

宣誓日当日、県が用意した宣誓書に、担当職員の面前でご記入いただきます。

(2) 住民票の写し(住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写しでも可) ※3か月以内に発行されたもの
・個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。

- ・お一人1通ずつの提出をお願いします。ただし、お二人が同一世帯になっている場合は、お二人の情報が記載されたものを1通で構いません。
- ・転入予定の場合は、現在お住まいの市区町村発行の転出証明書等を提出してください。
(申請から3か月以内に住民票の写し〈住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写しでも可〉を提出してください)

(3) 現に婚姻をしていないことを証する書類 (独身証明書、戸籍抄本等) ※3か月以内に発行されたもの

- ・お一人1通ずつの提出をお願いします。
- ・外国籍の方の場合は、本国の大使館等公的機関が発行する「独身証明書」等、海外で同性婚を成立させた場合は「婚姻証明書」などの配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

(4) 本人確認書類 (運転免許証、個人番号カード、パスポート等)

「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。(有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります)

1枚の提示で足りるもの (例)	2枚以上の提示が必要なもの (例)
<input type="checkbox"/> 個人番号カード (マイナンバーカード) <input type="checkbox"/> 旅券 (パスポート) <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード (顔写真付き) (住所地の市町村で発行) <input type="checkbox"/> 国・地方公共団体の機関が発行した身分証明書 (顔写真付き)	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード (顔写真なし) <input type="checkbox"/> 国民健康保険, 健康保険, 船員保険, 又は介護保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 共済組合員証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳

(5) 通称名の使用を希望される場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類

- ・顔写真付きの社員証や学生証、法人が発行した身分証明書、住所が記載された郵便物等
- ※通称を使用した場合、受領証の裏面に氏名を記載します。



お二人のうちいづれか一方の方が佐賀県にお住まいの場合

県内にお住まいでないパートナーの方も宣誓をされる時には、現在お住まいの市区町村の住民票の写し (住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写しでも可) をご準備ください。



お二人で佐賀県への転入を予定されている場合

現在お住まいの市区町村発行の転出証明書等を宣誓時にはご持参ください。受付後は、転入予定者受付票 (様式第3号) を交付します。受領書の受け取り時には、転入予定者受付票及び住民票の写し (住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写しでも可) をご持参ください。

3. 宣誓手続きの流れ

1. 宣誓日の事前予約

・宣誓を希望される日の1週間前までに、電話もしくはメールにて宣誓日時の予約をしてください。予約は、宣誓希望日の3か月前より受け付けます。

(メールでのご予約の場合は、メール本文に①②③をご記入ください。)

- ① 宣誓希望日・時間(第3希望まで)
- ② 宣誓されるお二人の氏名とふりがな(通称名の場合は、戸籍上の氏名も併せてご記入ください)
- ③ 代表者の日中の連絡先の電話番号

【予約先】

佐賀県県民環境部人権・同和対策課(旧館1階) 佐賀市城内1丁目1-59

電話 0952-25-7063

メールアドレス jinken-douwataisaku@pref.saga.lg.jp

日時 月~金 8:30~17:00(祝休日・年末年始除く)

※宣誓日、宣誓書受領証等の交付日時は、ご希望に沿えない場合があります。



2. パートナーシップ宣誓

- ・予約した日時に、必要書類(P3参照)をお持ちのうえ、お二人そろってお越しください。
- ・県の職員の前でパートナーシップ宣誓を行っていただき、「パートナーシップ宣誓書」(県が用意します)に自署し、ご提出いただきます。
- ・代筆を希望される方は「6. よくある質問」を確認ください。

内容確認

- ・申請書類について、要件を満たしているかを確認します。



3. 宣誓書受領証の交付

- ・要件を満たしている場合は、宣誓書写し(受領印を押印したもの)及び受領証を交付します。
- ・書類の不備等がなければ、原則即日交付します。
※受領証等の交付にはお時間がかかりますので、予めご了承ください。
- ・事情により郵送による交付を希望される場合は、ご相談ください。簡易書留にて郵送いたします。

※受領証の提示先(サービス提供事業者)から証明内容についての確認が求められた際は、宣誓者の同意を確認のうえ回答する場合があります。

《佐賀県パートナーシップ宣誓書受領証》

表面

裏面（いずれかを選択できます）

（子の記載欄のないもの）

（子の記載欄のあるもの）

【受領証について】

○ 通称名の使用について

性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）など知事が特に理由があると認める場合には、宣誓書において、戸籍上の氏名に代えて、通称（社会生活上日常的に使用している氏名）を使用することができます。その場合、宣誓書受領証の表面に通称名を記載し、宣誓書及び受領証の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

○ 本人自署欄について

裏面のパートナー氏名、連絡先、本人自署欄については、宣誓当日に自署いただきます。

○ 子どもの名前の受領証への記載について

子育てをされているカップルがパートナーシップ宣誓をする場合、子どもの同意を得たうえで、子どもの氏名を受領証に記載することもできます。

子どもは、一方又は双方と生計を一にしている未成年の子（実子又は養子）が対象です。

記載を希望される場合は、子どもの成年月日が確認できる書類、宣誓者との関係性を確認できる書類（戸籍抄本及び住民票）の提出が必要です。

既に受領証の交付を受けられていて、子どもの名前を受領証へ記載を希望される場合は、追記した受領証を再発行しますので、宣誓者2名分の受領証もご持参ください。

5. 宣誓後について

(1) 受領証等の交付

お二人がパートナーシップ宣誓をされたことを証する書類として次のものを交付します。

- ・ 佐賀県パートナーシップ宣誓書の写し（副本）※佐賀県の受領印を押印したもの 各1部
- ・ 佐賀県パートナーシップ宣誓書受領証 各1部

(2) 受領証等の再交付

紛失、毀損などにより、宣誓書の写し又は受領証の再交付を希望する場合は、

「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）」を提出してください。

※毀損・汚損の場合は、すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。
本人確認書類（運転免許証など）も必要になります。

※宣誓時と同様に、事前のご予約をお願いします。

(3) 受領証等の返還

次のいずれかに該当する場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5号）」を提出し、宣誓書の写し及び受領証を返還してください。

※本人確認書類（運転免許証など）も必要になります。

- ・ パートナーシップ関係が解消されたとき。
- ・ 双方が県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合及び佐賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱（以下、「要綱」という。）第14条で定める連携自治体に転出する場合又は第16条第2項の規定により受領証を継続利用する場合を除く。）
- ・ 宣誓者の一方が死亡したとき。
- ・ 要綱第10条の規定により、宣誓が無効となったとき。

※上記（3）における宣誓者の一方が死亡したときの申し出の場合、宣誓書の返還は行っていただきますが、受領証の返還を希望されない場合は、パンチング処理を行ったうえで、お渡しすることも可能です。事前に電話連絡等によりご相談ください。

※宣誓時と同様に、事前のご予約をお願いします。

(4) 県外自治体との連携等について

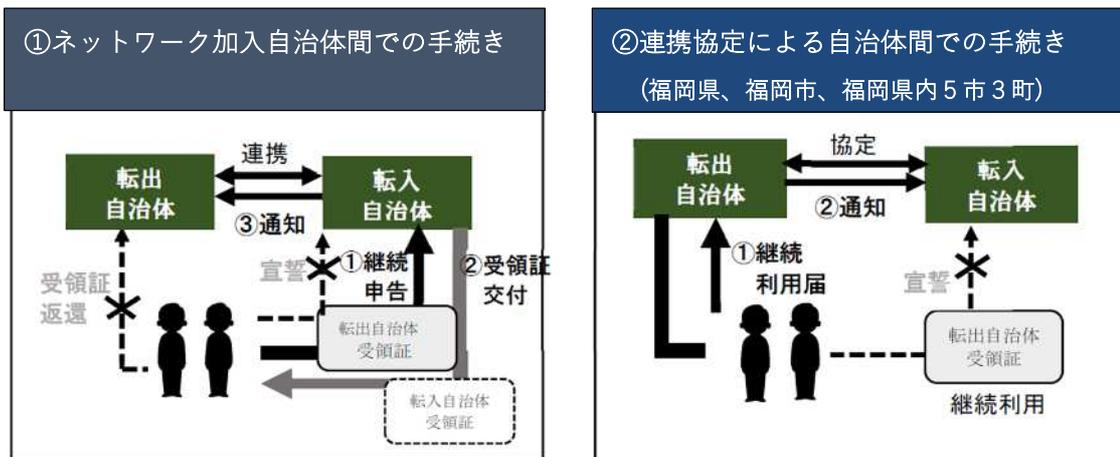
全国の宣誓制度導入自治体間での連携を図る「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）」に加入し、宣誓者の転居に伴う手続きの負担軽減により、更なる制度の利便性向上を図っています。

既に宣誓された方が、ネットワーク加入自治体間で転居する際に、転入自治体で改めてパートナーシップを宣誓することなく、継続申告書、転出自治体で交付されている受領証及び転入が確認できる書類を提出することで、転入自治体から新たな受領証が交付されます。

なお、これまでに佐賀県と連携協定を締結した自治体間(福岡県、福岡市、福岡県内5市3町)で転居する際は、転出元の自治体に継続利用届を提出することで転出先で改めて手続きを行うことなく、従前の「受領証」を引き続き使用することも可能です。

継続手続き後は、宣誓者の同意に基づき、転入（出）先自治体へお知らせします。

※転出入をされる際は、パートナーシップ宣誓制度の要件やサービス及び手続きに必要な書類等について、佐賀県又は転入先の自治体に事前にお問い合わせください。



(必要手続き等)

		必要書類	提出先	提出方法	受領証
佐賀県で宣誓された方が、県外に転出される場合	ネットワーク加入自治体に転出 (図①) ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ宣誓継続申告書 (様式第6号) ・受領証 ・転入が確認できる書類 ・返信用封筒 (郵送の場合) 等 	転入先自治体	転入先自治体が定める方法	転入先自治体にて新たに受領証を交付
	福岡県、福岡市、福岡県内5市3町に転出 (図②) ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ宣誓書受領証継続利用届 (様式7号) ・受領証写し ・転入が確認できる書類 ・返信用封筒 (郵送の場合) 等 	佐賀県	持参又は郵送	引き続き使用
県外 (ネットワーク加入自治体) で宣誓された方が、県内に転入される場合 (イメージ図①)	ネットワーク加入自治体から転入 (図①) ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ宣誓継続申告書 (様式第6号) ・受領証 ・転入が確認できる書類 ・返信用封筒 (郵送の場合) 等 	佐賀県	持参又は郵送	転入先自治体にて新たに受領証を交付
	福岡県、福岡市、福岡県内5市3町から転入 (図②) ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ宣誓書受領証継続利用届 (様式7号) ・受領証写し ・転入が確認できる書類 ・返信用封筒 (郵送の場合) 等 	福岡県、福岡市、福岡県内5市3町	持参又は郵送	引き続き使用

※1 ネットワーク加入自治体数：令和6年11月1日現在。169自治体 (19府県150市町)

※2 福岡県及び福岡県内でパートナーシップ宣誓制度導入を実施する6市3町 (北九州市、福岡市、古賀市、福津市、粕屋町、直方市、苅田町、田川市、香春町)

※3 佐賀県と連携協定を締結した※2の自治体間で転居する際は、手続き①もしくは②のどちらかを選択することができます。

6. よくある質問 (Q & A)



婚姻制度との違いについて

Q 1 : 結婚制度と佐賀県パートナーシップ宣誓制度の違いは何ですか。

結婚は法律行為であり、法に定める結婚を行うと扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生します。一方、佐賀県パートナーシップ宣誓制度は、佐賀県の内部規定である要綱により定める制度であり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。



宣誓者の要件について

Q 2 : 宣誓をすることができるのは、同性同士のみですか？

一方又は双方が性的マイノリティであるパートナーであれば、同性・異性を問わず、宣誓していただくことができます。

Q 3 : 宣誓をすることができるのは、同居している必要はありますか？

必ずしも同居している必要はありません。

ただし、お互いを人生のパートナーとして、相互に協力しあいながら、継続的な共同生活を行っていく関係である必要があります。

Q 4 : なぜ転入予定でも宣誓できるのですか。

佐賀県内へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合が想定されるためです。



宣誓等の手続きについて

Q 5 : 佐賀県パートナーシップ宣誓制度の利用に費用はかかりますか。

制度の利用や佐賀県パートナーシップ宣誓書の写し等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q 6：郵送で手続きができますか？または代理申請ができますか？

郵送や代理での申請はできません。職員の面前でご本人が宣誓する必要がありますので、必ずお二人でお越しください（ただし、ご自分で記載が難しい場合は代筆が可能です）。

ただし、病気等のご事情により、お二人でお越しいただくことが難しい場合は、ご相談ください。

Q 7：プライバシーは守られますか。

宣誓される当事者のプライバシー保護の観点から、個室スペースで宣誓を行っていただくこととしております。なお、宣誓の際に本人確認を行うために身分証明書の掲示を求めますが、県職員にはプライバシーについて守秘義務が課されています。

なお、受領証の提示先（サービス提供事業者）から証明内容について確認が求められた際は、宣誓者の同意を確認のうえ、回答する場合があります。

Q 8：土日など、休みの日に宣誓することはできますか。

宣誓は、月～金（祝日を除く）の午前8時30分～午後17時の間で受け付けます。

Q 9：通称名は使用できますか。

性別に違和感があるなどの理由により、知事が必要と認める場合は、通称名を使用することができます。通称名の使用を希望される場合は、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類（社員証や郵便物等）をご提示していただく必要があります。通称を使用した場合には交付する受領証の裏面の特記事項に戸籍上の氏名を記載します。

Q 10：受領証はすぐもらえますか。

添付書類が全て揃っており、宣誓が適当と認められる場合は、即日交付が可能です。

ただし、受領証の作成に一定の時間がかかりお待ちいただくこととなりますので、時間に余裕をもってお越しください。

Q11：受領証には有効期限はありますか。

有効期限はありません。

ただし、受領証等を交付し、一定期間が経過した時点で、お二人のパートナーシップの状況等についてお伺いする書面をお送りする場合がございますので、書面の送付があった際は、ご回答をお願いします。

なお、県での宣誓書の保存期間は10年間となります。

Q12：受領証にはどのような使い道がありますか。

県営住宅の入居の申し込みや佐賀県医療センター好生館においてICUでの面会等の際に利用できます。今後、受領証を提示することで利用できるサービスを増やしていきます（県庁HPにサービスに関する情報を随時更新）。

Q13：佐賀県外に転出するときはどうしたらいいですか。

一方のみ県内在住の方又は双方が県外へ転出するときは、宣誓書等返還届を提出してください。ただし、転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に県外へ住所を異動する場合を除きます。

ネットワーク加入自治体への転出の場合は、簡易な手続きにて転入先自治体で新たな受領証の交付が可能です。

また、転居に伴う受領証の継続利用についての協定を締結した自治体へ転出する場合は、必要な手続きを行うことで、転出先でも引き続き佐賀県が発行した受領証を使用することができます。詳しくは、(4)県外自治体との連携についてをご確認ください。

Q14：なりすましや偽造等の悪用をされませんか。

県が宣誓を受ける際には、住民票の写し、戸籍謄本の提出と、本人確認を行うため運転免許証等の掲示を求めらることで、なりすまし等の悪用を防止します。なお、パートナーシップ宣誓書の写し等を不正に利用したことが判明したとき（偽造等も含む。）は、受領証等を返還していただきます。



参考 佐賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民一人ひとりが、多様な特性や個性を理解し、お互いに認め合える佐賀らしいやさしさが自然とあふれる佐賀県を目指す「さがすたいる」の考えに基づき、現行法制度の中で様々な性的指向や性自認の人たちの生活上の障壁をなくすことを目的に行う、佐賀県パートナーシップ宣誓制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ お互いをかけがえのないパートナーであることを約束した一方又は双方が、「性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に届けられた性と異なる者」である二人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 知事に対し、パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを宣誓することをいう。

(パートナーシップ宣誓の要件等)

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) いずれか一方が、県内に住所を有しているか又は県内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと（養子縁組による場合を除く。）。

(パートナーシップ宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、知事が指定する場所において、県職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号）（以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し
 - (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類
- 2 一方又は双方が宣誓書に自書することができないときは、宣誓をしようとする者及び県職員の立会いの下で、代筆させることができるものとする。
- 3 宣誓をしようとする者には、宣誓書を提出する時に、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。
 - (5) その他前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

(宣誓書の記載における配慮)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）など知事が特に理由があると認める場合には、宣誓書及び宣誓書受領証において、戸籍上の氏名に代えて、通称（社会生活上日常的に使用している氏名）を使用することができる。

ただし、宣誓書及び宣誓書受領証の裏面部分についてはこの限りでない。

2 双方又は一方と生計を同一とする子ども（実子又は養子をいう。以下「子」という。）がいる場合であって、宣誓書において当該子の記載を希望するときは、当該子との関係性を確認できる書類を提出することで、記載することができる。

(県内の転入の届出)

第6条 第3条第2号に該当する者のうち県内への転入を予定している者は、第4条第1項の書類を提出した日から3か月以内に、県内への転入を証する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写しを知事に提出するものとする。

(パートナーシップ宣誓の証明の方法)

第7条 宣誓の証明は、当該宣誓をした者双方に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）（以下「受領証」という。）を交付して行う。

2 宣誓をした者双方には、受領証のほか、受領印を押印した宣誓書の写しを交付する。

ただし、第3条第2号に該当する者のうち県内への転入を予定している者においては、転入予定者受付票（様式第3号。以下「受付票」という。）を交付し、前条の提出があったときに、宣誓書の写しを添付のうえ、受領証を交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第8条 前条の規定により宣誓書の写し又は受領証（以下「宣誓書の写し等」という。）の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）が、宣誓書の写し等の紛失、毀損等の事情により再交付を希望するときは、宣誓書の写し等を再交付する。

2 再交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

3 前項の申請については、第4条第3項の規定を準用する。

(受領証の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）に宣誓書の写し等を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 双方が県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合及び第14条で定める連携自治体に転出する場合又は第16条第2項の規定により受領証を継続利用する場合を除く。）

(3) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。

2 前項の届出については、第4条第3項の規定を準用する。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は無効とする。

- (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 宣誓書の写し等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるとき。

(事前調整)

第11条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時等について県と調整するものとする。

(宣誓書の保存)

第12条 知事は、宣誓書を10年間保存するものとする。

(個人情報の適正な取扱い)

第13条 知事は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(ネットワーク加入自治体間での手続き)

第14条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約(以下「規約」という。)第

4条に定める構成自治体(以下「連携自治体」という。)においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証の交付を受けている者が、県内への住所の異動後も引き続きパートナーシップ関係を継続するときは、規約第3条第2項の規定に基づき、受領証の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者(以下「継続申告者」という。)は、その双方が所定の事項をそれぞれ自書したパートナーシップ宣誓継続申告書(様式第6号)(以下「申告書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、これを知事に来庁又は郵送により提出するものとする。

- (1) 転出地である連携自治体が交付した受領証
- (2) 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は 戸籍の附票の写し
- (3) 郵送手続きの場合は、切手貼付の返信用封筒

3 前項の規定による書類の提出があった場合、遅滞なく転出地である連携自治体に通知する。

4 前項の規定による手続きについては、継続申告者双方の同意を得られた場合にしか行うことができない。

5 継続申告者の一方又は双方が申告書に自書することができないときは、当該継続申告者以外の者に代筆させることができるものとする。

6 継続申告者は、申告書を提出するときに、その双方が本人であることを明らかにするため、第4条3項に掲げる書類のいずれかを提示するものとし、郵送による場合は同書類の写しを提出するものとする。

(県内市町村との連携)

第15条 知事は、パートナーシップ宣誓制度を実施している県内の市町村と受領証の利用及び相互利用に関する協定を締結することができるものとする。

(連携協定による自治体間での手続き)

第16条 知事は、パートナーシップ宣誓制度を実施している都道府県等と協定を締結することができるものとする。

- 2 宣誓者が、本県と協定を締結している別表に定める都道府県等(以下、「協定締結都道府県等」という。)へ住所を異動する場合であって、「パートナーシップ宣誓書受領証継続利用届(様式第7号。以下、「継続利用届」という。)」を提出したときは、継続して本県が交付した受領証を利用することができる。
- 3 協定締結都道府県等から県内への住所の異動をした者は、転出地である都道府県等において継続利用の手続がされた場合に限り、当該都道府県が交付した受領証を、本県において継続して利用することができる。
- 4 宣誓者又は協定締結都道府県等で受領証の交付を受けた者が本県と協定締結都道府県等間で住所を異動するときは、第15条又は本条による手続きのいずれかを選択することができる。
- 5 住所の異動を伴わない場合においても相互に利用できる旨の協定を締結した場合は、当該協定を締結した自治体が発行した受領証を佐賀県内で利用することができるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項は、人権・同和対策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

(別表)

協定締結都道府県等	都道府県等名
福岡県	福岡県
	北九州市、福岡市、直方市、田川市、古賀市、福津市、粕屋町、香春町、苅田町

（表面）

パートナーシップ宣誓書

私たち、_____と_____は、
佐賀県パートナーシップ宣誓制度に基づき、お互いがかげがえのないパートナーであることを宣誓します。

宣誓日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

（宣誓者）		（宣誓者）	
フリガナ			
氏名又は通称名			
住所			
子氏名	(_____ 年 _____ 月 _____ 日生まれ)		(_____ 年 _____ 月 _____ 日生まれ)

（代筆者）		（代筆者）	
フリガナ			
氏名			
住所			

※ 宣誓書の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、代筆者の氏名等をご記入ください。なお、この宣誓は、婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありません。

※ お預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

（詳しくは、「佐賀県個人情報保護方針」を御覧ください）

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>

受付

以下は、県関係での記入欄です。

氏名 (_____)	個人番号カード・旅券・免許証・その他 (_____)	連絡先 (_____)
氏名 (_____)	個人番号カード・旅券・免許証・その他 (_____)	連絡先 (_____)

（表面）

パートナーシップの宣誓にあたっての確認

私たちは佐賀県パートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップの宣誓をするにあたって、下記の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないこと及び同制度要綱の規定を守ることを確認します。

また、現況確認のため、住民票、戸籍に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。受領証の提示先から佐賀県が証明していることへの確認が求められた際は、回答することに同意します。

記入日 年 月 日

フリガナ
氏名 _____フリガナ
氏名 _____

(通称) _____

(通称) _____

(電話番号) _____

(電話番号) _____

要綱の規定	確認事項	
	項目	回答 (該当するものに口に「し」を付けてください)
(関係性) 第2条第1項	お互いをかけがえのないパートナーであることを約束した一方又は双方が「性的指向(自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向)が異性のみでない者又は性自認(自己の性別についての認識)が出生時に届けられた性と異なる者」である二人の者の関係。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します <input type="checkbox"/> 左記に該当しません
(年齢要件) 第3条第1号	宣誓する当日において、成年に達していること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します <input type="checkbox"/> 左記に該当しません
(居住要件) 第3条第2号	下記のいずれかに該当すること。	
	①いずれか一方が県内に住所を有している。	<input type="checkbox"/> ①に該当します 該当者：
	②県内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> ②に該当します 該当者： (転入予定日 年 月 日)
(独身要件) 第3条第3号	配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者をふくむ。)がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します <input type="checkbox"/> 左記に該当しません
(近親者でない) 第3条第4号	宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します <input type="checkbox"/> 左記に該当しません

【様式第2号：パートナーシップ宣誓書受領証】

(様式第2号：第7条関係)

(表面)

 佐賀県

第 号

パートナーシップ宣誓書受領証

佐賀県パートナーシップ宣誓制度に基づき、かけがえのないパートナーであることをお二人が宣誓されたことを証します。

様 様

年 月 日

佐賀県知事 ○○ ○○ 公印

(裏面)

氏名 (いずれか又は双方が通称を使用している場合)

緊急連絡先

※急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。
※平常時及び緊急時において、1.以下の者に対して病状説明をすること、
2.手術が必要な治療方針の同意を以下の者から取得することに同意します。
(パートナー氏名) (本人自署欄)

(連絡先)

【問い合わせ先】 制度概要はこちら

佐賀県パートナーシップ宣誓制度応援チーム

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

☎ (0952) 25-7063 Mail: jinken-douwataisaku@pref.saga.lg.jp



氏名 (いずれか又は双方が通称を使用している場合)

緊急連絡先

※急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。
※平常時及び緊急時において、1.以下の者に対して病状説明をすること、
2.手術が必要な治療方針の同意を以下の者から取得することに同意します。
(パートナー氏名) (本人自署欄)

(連絡先)

※子の氏名 (記載を希望する場合)

【問い合わせ先】 制度概要はこちら

佐賀県パートナーシップ宣誓制度応援チーム

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

☎ (0952) 25-7063 Mail: jinken-douwataisaku@pref.saga.lg.jp



備考

- 1 寸法は、縦 57 ミリメートル、横 82 ミリメートルとする。

転入予定者受付票

以下のとおり、佐賀県パートナーシップ宣誓制度に基づき、パートナーシップ宣誓書を受け付けました。

受付年月日	年 月 日
提出者氏名	氏名 (通称名) 氏名 (通称名)
連絡先	

本票に佐賀県内へ転入したことを証明する住民票の写しを添えて、下記期限までに提出してください。

※期限は、状況に応じて延長が認められることがあります。

提出期限： 年 月 日

受付

お問い合わせ先
佐賀県県民環境部人権・同和対策課
電話番号：0952-25-7063

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

_____年 _____月 _____日付けで交付されました、_____の再交付を受けたいので、佐賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第8条の規定により申請します。

再交付を希望する理由(いずれかに○をつけてください。)

- (1) 紛失
 (2) 毀損
 (3) その他(_____)

_____年 _____月 _____日

(申請者)

(申請者)

フリガナ		
氏名又は通称名		
住所		

(代筆者)

(代筆者)

フリガナ		
氏名		
住所		

※ 宣誓書の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、代筆者の氏名等をご記入ください。

※ お預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使用し、御本人の承諾の承諾なしに第三者に提供することはありません。

(詳しくは、佐賀県ホームページのプライバシーポリシーを御覧ください)

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>

受付

以下は、県関係での記入欄です。

氏名()	個人番号カード・旅券・免許証・その他()	連絡先
氏名()	個人番号カード・旅券・免許証・その他()	連絡先

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

佐賀県パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱第9条の規定により、パートナーシップ宣誓書の写し及びパートナーシップ宣誓書受領証)を

- 返還します。
- 紛失等で返還できませんが、次のとおり届け出ます。

返還の理由(いずれかに○をつけてください。)

- (1) 当事者の意思によるパートナーシップ関係の解消
- (2) 双方が県内に住所を有しなくなった
- (3) 当事者の死亡
- (4) 要綱第10条の規定により、宣誓が無効となった

_____年 月 日

	(宣誓者)	(宣誓者)
フリガナ		
氏名及び通称名		
住 所		

	(代筆者)	(代筆者)
フリガナ		
氏 名		
住 所		

受付

以下は、県関係での記入欄です。

氏名 ()	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ()	送附先
氏名 ()	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ()	送附先

パートナーシップ宣誓継続申告書

年 月 日

佐賀県知事 様

佐賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第14条第2項の規定に基づき、以下のとおり申告します。

- ・住所の異動前に県が連携する自治体において、性的マイノリティでパートナーシップ関係にある旨の証明としてパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けたこと
 - ・互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合う関係を継続していること
- なお、申告があったことを住所の異動前の自治体に通知することに同意します。

申告者	
フリガナ 氏名	
(通称名の場合) 戸籍上の氏名	
生年月日	年 月 日
旧住所	
新住所	<input type="checkbox"/> 転入済 <input type="checkbox"/> 転入予定 (転入予定)
	日: ()
連絡先電話番号	
要件	<input type="checkbox"/> 一方又は双方が性的マイノリティである
	<input type="checkbox"/> 両当事者が養子縁組の関係にない <input type="checkbox"/> 両当事者が養子縁組の関係にある

【自治体使用欄】

受理日（本県における宣誓日） 年 月 日

本人確認書類（運転免許証・本人番号カード・その他）
 返信用封筒・切手（有・無） ※郵送受付時

継続申告の可否 可 否

（郵送申請の場合）本人宛送付日 年 月 日

通知日（転出地自治体宛） 年 月 日

その他備考欄 ()

【様式第7号：パートナーシップ宣誓書受領証継続利用届】

様式第7号（第16条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

パートナーシップ宣誓書受領証継続利用届

佐賀県パートナーシップの宣誓制度実施要綱第16条第2項の規定により、佐賀県が受領証の相互利用及び継続利用に関する協定を締結している他都道府県へ転出後も、佐賀県パートナーシップ宣誓書受領証を継続して利用することを希望するため、届け出ます。

なお、本届出書（写し）を転出先都道府県へ提供すること及び転出先都道府県が定めた要綱等に基づき、佐賀県が保管しているパートナーシップ宣誓時における提出書類の写しを提供するよう求められた場合は、同意します。

（届出者）

（届出者）

フリガナ 氏名	年 月 日	年 月 日
（通称名の場合） 戸籍上の氏名	年 月 日	年 月 日
生年月日	年 月 日	年 月 日
旧住所		
新住所	<input type="checkbox"/> 転入済 <input type="checkbox"/> 転入予定	<input type="checkbox"/> 転入済 <input type="checkbox"/> 転入予定
	（転入予定日： ）	（転入予定日： ）
連絡先電話番号		

※ お二人のパートナーシップ宣誓書受領証（写し）及び本人確認ができる書類の写しを添付して提出してください。

以下は、県での記入欄です。

氏名	確認書類	備考
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）	

佐賀県使用欄（ここには記載しないでください）
 受理日 年 月 日
 送付日 年 月 日
 受領証 No. 第 号

【改訂情報】

令和3年8月27日 施行

令和4年4月 1日 一部改正

令和4年8月18日 一部改正

令和4年11月24日 一部改正

令和6年11月1日 一部改正

パートナーシップ宣誓制度利用手続きについて

2021年（令和3年）8月27日（第1版）

佐賀県県民環境部人権・同和対策課

〒840-000 佐賀県佐賀市城内1丁目1-59

電話 0952-25-7063 FAX0952-25-7332

メール：jinken-douwataisaku@pref.saga.lg.jp